

10 医療機関・社会福祉施設等の安定的な経営に向けた支援

1 病院の経営危機への緊急支援

【提案内容】

提出先 財務省、厚生労働省

長期化する物価や人件費の高騰の中で、令和6年度の診療報酬改定は、物価・賃金の上昇に見合った改定率ではなく、特に入院医療機関である病院は、施設の規模が大きいと、救急医療を担う急性期病院を中心に、患者が増加しても赤字が拡大するなど、深刻な経営危機に面している。

ついては、地域の医療提供体制を守るため、速やかに次の措置を講じること。

- (1) 直近の病院の経営状況を考慮し、**地域医療を守るための診療報酬改定を速やかに実施すること。**
- (2) 診療報酬体制について、今後も予想される物価・賃金の上昇に迅速かつ適切に対応できる仕組みを導入すること。
- (3) 診療報酬等の更なる改定が行われるまでの間は、その代替としての国から直接の補助や新たな交付金の創設などにより、物価水準や医療資源等の地域の実情も考慮した全国的な緊急支援を行うこと。
- (4) 持続的かつ安定した医療の提供に向けて、病院が患者に求めることができる費用や医療法人が実施できる事業の範囲など、**病院の経営安定化に資する規制緩和等についても検討すること。**

◆現状・課題

医療機関は、国が定める公定価格である診療報酬等を基本として経営を行い、独自に物価や人件費の高騰の影響を価格に転嫁することが困難である。特に、病院は、提供している医療の内容や施設規模の大きさから、物価・賃金の上昇に見合った適切な診療報酬が設定されないこと、経営に与える影響が非常に大きい。

とりわけ、本県の物価水準は、総務省の令和5年消費者物価地域差指数によると、東京都に次いで高く、病院への影響は甚大なものである。

令和6年度の診療報酬改定率（+0.88%）は物価・賃金の上昇に見合っておらず、3病院団体（日本病院協会、全日本病院協会、日本医療法人協会）が実施した病院経営定期調査によれば、令和6年度診療報酬改定前後の医業利益率は改定前がマイナス7.5%、改定後がマイナス9.8%と危機的な状況に陥っている。

こうしたことを背景に、国では、緊急支援パッケージとして補正予算が計上され、さらに、令和7年4月には、入院時の食事基準額は一食当たり20円の引上げが行われるが、この引上げについては、関係団体から不十分との声がある。本来であれば、診療報酬にしっかりと物価・賃金の上昇率を加味すべきであることから、社会保障予算に関する財政フレームの見直しを行い、「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という取扱いを改めることが必要である。

また、医療法人は、収益業務の実施が制限されているため、診療報酬が経営に与える影響が非常に大きく、各医療機関の創意工夫による経営改善にも限界がある。附帯業務として実施で

きる事業の拡大など、規制を緩和し、医療機関が独自の工夫により経営を安定化できるようにすることも必要である。

◆実現による効果

物価や人件費の高騰の影響により、経常収支が悪化する病院における事業を安定的に実施することができ、住民生活・地域経済活動の向上につながる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療企画課、医療整備・人材課)

2 医療機関・薬局等の物価高騰対策の強化

【提案内容】

提出先 財務省、厚生労働省

病院以外の医療機関・薬局等についても、長期化する物価や人件費の高騰に対応するため、統一的、継続的な対応が可能である診療報酬等の更なる改定を行うこと。また、診療報酬等の体制について、今後も予想される物価・賃金の上昇に迅速かつ適切に対応できる仕組みを導入すること。

なお、診療報酬等の更なる改定が行われるまでの間は、その代替としての国から直接の補助や新たな交付金の創設など、物価水準の地域差も考慮した全国的な支援を早期に行うこと。

◆現状・課題

医療機関・薬局等は、国が定める公定価格等を基本として経営を行い、独自に物価や人件費の高騰の影響を価格に転嫁することが困難である。

とりわけ、本県の物価水準は、総務省の令和5年消費者物価地域差指数によると、東京都に次いで高く、医療機関等への影響は甚大なものである。

今般の診療報酬等の改定は、一定の措置が図られたものの物価高騰の状況を踏まえるとなお不十分とも考えられ、今後も予想される物価・賃金の上昇に迅速かつ適切に対応できる報酬制度の構築が必要と考える。また、報酬改定までの間は、物価水準の地域差も考慮した全国的な支援を早期に行う必要がある。

◆実現による効果

物価や人件費の高騰の影響により、経常収支が悪化する医療機関・薬局等における事業を安定的に実施することができ、住民生活・地域経済活動の向上につながる。

(神奈川県担当課：健康医療局医療整備・人材課、薬務課)

3 社会福祉施設等の物価高騰対策の強化

【提案内容】

提出先 こども家庭庁、法務省、厚生労働省

- (1) 社会福祉施設等は、食材料費、電気代等の物価高騰だけでなく、委託料の大部分を占める人件費の増大の影響も大きく、経営に苦慮していることから、統一的、継続的な対応が可能である介護報酬等の更なる改定

を行うこと。また、介護報酬等について、今後も予想される物価・賃金の上昇に迅速かつ適切に対応できる仕組みを導入すること。

なお、介護報酬等の更なる改定が行われるまでの間は、その代替としての国から直接の補助や新たな交付金の創設など、物価水準の地域差も考慮した全国的な支援を行うこと。

◆現状・課題

高齢者、障がい者、子ども・子育て、社会的養護などの社会福祉施設等は、国が定める公定価格等を基本として経営を行い、独自に物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難であるが、こうした状況は全国共通であり、統一的な支援を行う必要がある。

さらに、更生保護施設についても、省令で定められた委託料を基本として経営を行い、物価高騰の影響を他に転嫁することが困難であるが、こうした状況は全国共通であり、統一的な支援を行う必要がある。

現在、原材料・原油価格の高騰等により、幅広い業種の事業者はより厳しい状況に立たされており、物価高騰は食材料費や電気代だけではなく、消防点検等の施設管理に係る委託の人件費など広く及んでいることから、基本報酬による評価等が必要である。

今般の介護報酬等の改定は、一定の措置が図られたものの物価高騰の状況を踏まえるとなお不十分とも考えられ、社会情勢の変化に迅速かつ適切に対応できる報酬制度の導入が必要と考える。また、報酬改定までの間は、引き続き全国的な支援を行う必要がある。

◆実現による効果

物価高騰の影響により、経常収支が悪化する社会福祉施設等が安定的に事業を実施することができ、住民生活・地域経済活動の向上につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課、

子ども家庭課、地域福祉課、高齢福祉課、障害サービス課、生活援護課)

(2) 資材など原材料の調達コストの上昇に対応するため、特別養護老人ホームなど福祉施設等の整備に対する支援制度を創設すること。

◆現状・課題

原材料・原油価格の高騰等に伴い、エネルギーや資材などの原材料の調達コストは依然高止まりの傾向にあり、また不安定な状況である。

こうした調達コストの上昇や不安定化により、社会福祉施設等では、建替えなどの着工を延期する等、計画的な整備に支障をきたすことが懸念される。

社会福祉施設等では、コスト上昇分を価格転嫁することも困難であるため、計画的な整備を安定的に進めるための支援制度を創設する必要がある。

◆実現による効果

社会福祉施設等のサービス提供基盤を計画的に整備することができ、今後の国民の社会福祉に対する長期的かつ重大な影響の緩和につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局高齢福祉課)